

## 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の審査基準

### 第1条 適用範囲

本審査基準は、平成13年国土交通省告示第1024号第一第十四号及び第二第十三号に規定するあと施工アンカーの強度指定申請に係る、接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の設計方法や施工品質確保の方法等に関する性能評定（以下「評定」という。）に適用する。

### 第2条 評定用提出図書

評定用提出図書は以下のとおりとする。

- (1) 評定申込書
- (2) 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の概要・適用範囲が記載された図書
- (3) 接着系あと施工アンカーの品質基準に係る材料特性が記載された図書
- (4) 接着系あと施工アンカー単体の性能評定書
- (5) 設計指針及び施工指針が記載された図書
- (6) 実験又は特別な調査に基づいて構造計算及び検討を行った場合はその報告書等

### 第3条 審査方法

#### (1) 評定の実施

- 1) 評定員は、第2条に定める図書を用い、第4条に示す評定基準に従って審査を行う。
- 2) 評定員は、評定上必要があるときは、申込者に説明を求めるものとする。
- 3) 評定員は、評定上必要があるときは、構造試験等に立ち会うことができるものとする。

### 第4条 評定基準

以下の4.1から4.7までの項目について評定を行う。

#### 4.1 適用範囲・適用条件等

接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の申込資料に記載すべき適用範囲及び適用条件等の内容には、(1)から(4)までを明示する。

- (1) 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の使用部位、使用条件、接着系あと施工アンカー施工時環境条件(施工場所の温度、湿度、接着剤の硬化に影響を及ぼす要因の有無)、接着剤硬化後の環境条件(温度、湿度、接着剤及びアンカー筋の劣化に影響を及ぼす要因の有無)、使用材料の環境条件(屋外使用の可否及び施工時・硬化後の温湿度の有効範囲等)、その他必要と考えられる条件の有無を明示する。
- (2) 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材に作用する荷重及び外力とその組合せならびに大きさを明示する。
- (3) 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の構造性能が先付け鉄筋(コンクリートを打ち込む前に所定の位置に配筋する鉄筋。)を用いた構造部材と同程度の構造性能を確保していることを明示す

る。

(4) 接着系あと施工アンカーを持続的に引張力が作用する構造部材の主たる鉄筋の定着に使用する  
場合の当該構造部材の冗長性の確保の方法等を明示する。

#### 4.2 構造部材及び使用部位

接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の申込資料に記載すべき構造部材及び使用部位の内容  
には、下記内容を明示する。

(1) 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材と接着系あと施工アンカーの使用部位を明示する。

#### 4.3 使用材料

接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の申込資料に記載すべき使用材料の内容には、(1)及び  
(2)を明示する。

(1) 接着系あと施工アンカー関連の使用材料を明示する。

(2) 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材に使用する材料及びアンカー筋を固着する構造部材  
に使用されている材料を明示する。

#### 4.4 設計指針

接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の申込資料に記載すべき設計指針には、(1)から(12)まで  
を明示する。

(1) 適用建築物の規模、構造種別、用途、接着系あと施工アンカーを用いる構造部材

(2) 適用範囲・適用条件等

(3) 使用材料(接着系あと施工アンカー、アンカー筋、コンクリート、その他)

(4) 許容応力度・材料強度

(5) 荷重及び外力とその組合せならびに大きさ

(6) 接着系あと施工アンカーを用いる構造部材を含む建築物の構造計算方法

(7) 接着系あと施工アンカーの設計

(8) 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の冗長性の確保

(9) 硬化後の接着系あと施工アンカーの耐久性への対策

(10) 構造性能試験結果(試験体の設計及び製作含む)

(11) 構造計算例

(12) その他必要と思われる事項

#### 4.5 施工指針

接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の申込資料に記載すべき施工指針には、(1)から(12)まで  
を明示する。

(1) 全体工事体制

(2) 接着系あと施工アンカー工事体制

(3) 工事監理体制、工事管理体制

(4) 使用材料(接着系あと施工アンカー、アンカー筋、コンクリート、その他)

(5) 接着系あと施工アンカー工事着手前の調査

(6) 接着系あと施工アンカー工事着手前の試験

(7) 接着系あと施工アンカー工事施工計画

- (8) 接着系あと施工アンカー施工品質管理(管理項目、管理方法、施工品質判定基準)
- (9) 接着系あと施工アンカーの工事中・工事後の検査
- (10) 試験・検査結果の記録、保存方法
- (11) 接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の施工計画
- (12) その他必要と思われる事項

#### 4.6 プレキャスト鉄筋コンクリート部材等の製造要領及び部材製造品質管理

接着系あと施工アンカーを用いた構造部材にプレキャスト鉄筋コンクリート造等を用いる場合、接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の申込資料に部材製造要領及び部材製造品質管理要領を明示する。

#### 4.7 構造性能試験

接着系あと施工アンカーを用いた構造部材の申込資料に記載すべき構造性能試験には、(1)及び(2)を明示する。

##### (1) 構造性能試験関連

- 1) 構造性能試験実施者、日時、場所
- 2) 試験体のパラメータの設定、試験体数
- 3) 試験体の形状、寸法、縮尺等
- 4) 使用材料、コンクリートの圧縮強度
- 5) 試験体の設計及び製作、評定機関の立会記録
- 6) 載荷方法、載荷サイクル
- 7) 測定項目、測定方法等
- 8) 試験結果
- 9) 設計指針への反映

##### (2) 施工試験関連

#### 第5条 評定書

評定書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評定番号、評定完了年月日、有効期限
- (2) 申込者名（会社名、代表者名、住所）
- (3) 件名
- (4) 評定申込事項
- (5) 評定の区分
- (6) 評定をした工法等の内容
- (7) 評定の内容
- (8) その他審査の過程で評定書に記述が必要と考えられる事項